

お知らせ

制度・業務

子育て 児童扶養手当の定例払い

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳になって最初の3月31日まで。一定の障がいがある場合は20歳未満)を監護する母、監護し生計を同じくする父、父母以外の養育者(児童と同居・監護・生計維持をする人)に支給されます。

婚姻等、受給資格がなくなった時は、すぐに届け出をしてください。

また、受給には公的年金給付との支給調整や本人と扶養義務者(同居の親族)の所得制限、支給要件などの条件があります。

次回の定例払いは1/8(金)です。

☎ 子育て支援課 ☎893-6406

証明書 マイナンバーカードと電子証明書の有効期限

有効期限が過ぎた場合、身分証明書としての使用や電子申請・コンビニ交付等ができませんので、更新手続きを行ってください。また、有効期限の3か月前から更新手続きが可能です。

☎ 市民課 ☎892-0121

申請 マイナンバーカード土・日曜日受付・交付

交付通知書や有効期限通知書を持っている、また、電子証明書の更新手続きで平日来庁できない人は、手続きにお越しください。また、申請時来庁方式による受付も行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 1/9(土)・16(土)・24(日)・31(日)9:00~12:00

場所 市役所本館1階 市民課

※電子証明書の有効期限が過ぎた場合は、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付等に使用できなくなりますが、有効期限後であっても発行手続きはできます。

※必ず本人がお越しください。

※大変混み合う状況が続いています。時間に余裕を持ってお越しください。

※申請時来庁方式については、ホームページまたは市民課までお問い合わせください。

☎ 市民課 ☎892-0121

申請 コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを使って、全国のコンビニなどで証明書が取得できます。

利用時間 6:30~23:00

※12/29~1/3、メンテナンス日を除く。

利用できる店 セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン、平和堂、オークワ

取得できる証明 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書と戸籍の附票の写し(住民登録および本籍が交野市の人のみ)、最新年度の本人の課税証明書(住民登録が交野市にあり、交野市で課税されている人のみ)

利用に必要なもの マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号

※住民基本台帳カードやマイナンバーの通知カードは利用できません。

☎ 市民課 ☎892-0121



申請 住民票の写し等本人通知制度

この制度は、不正請求抑止のため、事前登録により、登録者の住民票や戸籍謄本等を代理人を含む第三者に交付した時に、交付の事実を本人に通知する制度です。外国人住民の人も利用できます。

事前登録できる人

▷市の住民基本台帳に記載されている人

▷市の戸籍に記載されている人

必要書類

▷本人申込 マイナンバーカード(通知カード除く)、パスポート、運転免許証等の本人確認書類

▷法定代理人申込 戸籍謄本その他法定代理人である資格を証明する書類と本人確認書類

▷代理人申込 委任状と代理人の本人確認書類

申請窓口 市民課

※郵送申込もできます。申請書は市民課HP。

通知内容・方法 住民票の写し等の種類、交付日・枚数を記載した通知書を本人宛に郵送

☎ 市民課 ☎892-0121

福祉 重度障がい者医療助成

対象 次のいずれかに該当する人

①身体障がい者手帳1・2級を持っている

②療育手帳Aを持っている

③療育手帳B1と、身体障がい者手帳3~6級を持っている

④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている

⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する

※所得制限があります。助成開始は申請月から。

☎ 障がい福祉課 ☎893-6400

くらし 同居・近居促進事業補助金制度

市内に住む親世帯との同居・近居を目的とした住宅の購入・改修に対し補助金を支給しています。要件等、制度の詳細は、お問い合わせまたはホームページをご覧ください。

補助額 上限20万円

☎ 都市計画課 ☎892-0121

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2020033100087/>



くらし 中古住宅流通促進・リフォーム等補助金

1年以上市外に居住している人が、市内の中古住宅を購入し、新たに転入する人を応援する制度です。要件等、制度の詳細はお問い合わせまたはホームページをご覧ください。

※同居・近居促進事業補助金と併用はできません。

補助額 上限20万円

☎ 都市計画課 ☎892-0121

<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2020033100100/>

[広告]

福祉 「高齢者・障がい者等の外出支援策」の休日受付

平日に手続きが難しい人は、この機会をご利用ください。

日時 1/17(日)10:00~15:00

場所 ゆうゆうセンター1階

☎ 福祉総務課 ☎893-6400

税・保険・年金

税 収益事業を行わない非営利型の法人に対する法人市民税均等割額の減免開始

4月から、公益目的事業を行う一般社団(財団)法人を新たに公益法人等として法人市民税均等割額の減免対象に追加しました。対象となる可能性がある法人(法人税法第2条第9号の2イに該当する場合に限る)には、個別に案内を送付する予定です。また、前年度に減免が適用された法人については、その事由に異動がないと認められる場合には、申請時の添付書類等が省略できるようになりました。詳細はホームページをご覧ください。

☎ 税務室 ☎892-0121

保険 保険料納付済額確認書を送ります

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、確定申告等で社会保険料控除の対象となります。昨年1年間に普通徴収で納付した保険料の確認書を1月下旬に送ります。

なお、特別徴収(年金天引き)された保険料は日本年金機構から送られる年金の源泉徴収票(下記記事参照)でご確認ください。また、障害年金や遺族年金から特別徴収されている人は、源泉徴収票が送られませんので、必要な人は各担当に保険料納付済額確認書の申請をしてください。

普通徴収分と特別徴収分を合計した確認書が必要な人も、各担当に申請してください。

☎ (国民健康保険・後期高齢者医療)医療保険課

☎892-0121

(介護保険)高齢介護課 ☎893-6400